

沈寿官家本『漂民対話』について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000407

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



沈壽官家本『漂民対話』について

鶴 園 裕

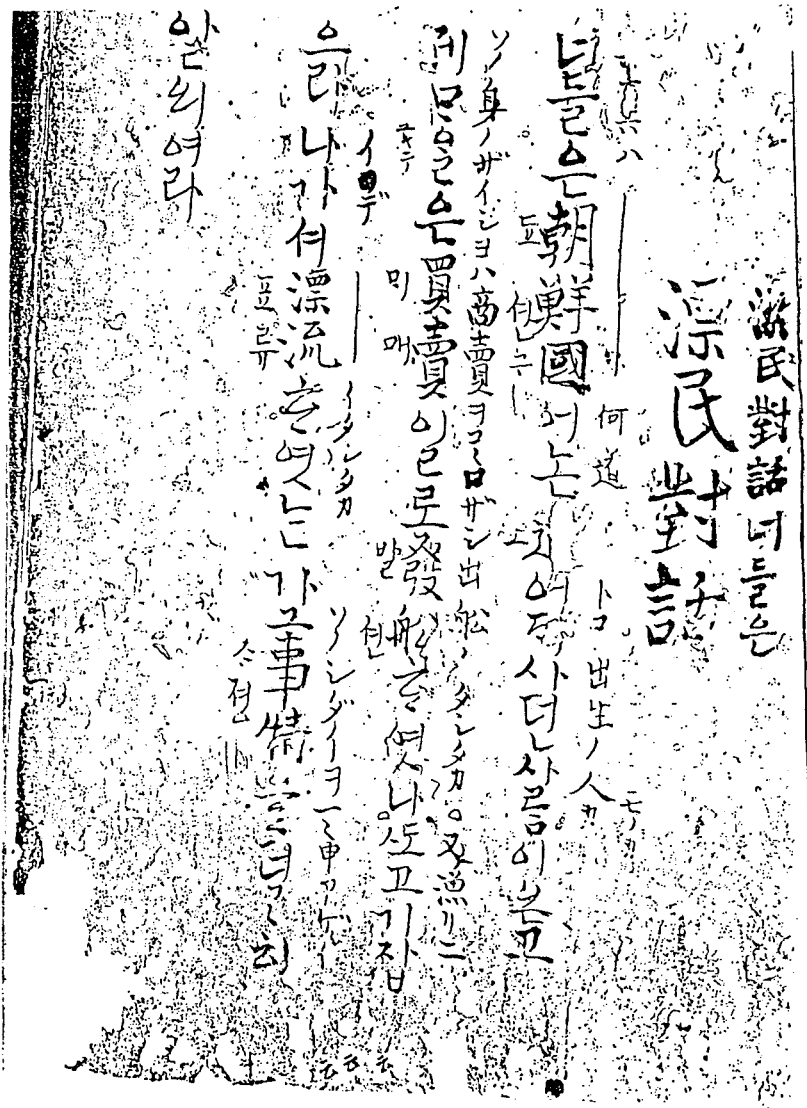
【要旨】 薩摩苗代川の沈壽官家には、多くの朝鮮語文献と共に、朝鮮語を主文として日本語訳を傍書した『漂民対話』というテキストが伝世されている。また、同名のテキストが、京都大学に所蔵されている事も知られている。本稿は、主として両写本のあり方を比較する事によって、幕末の薩摩においてこれらのテキストが写本された事の意味を考察した。その結果、薩摩苗代川においては、「朝鮮通事」という役目が「朝鮮筋目」の特定の家、もしくはその家の個人に与えられ、朝鮮からの漂流民の取調べを前提としてこのようなテキストが朝鮮語の学習者用に作られ、写本する事が朝鮮通事を志す者に課されたのであろうとの推定を行った。

一、はじめに

鹿児島県立図書館には、郷土史料として、他の六種の朝鮮語学習書と共に、外国語の分類を付して『漂民対話』（上下二冊、他に別一別二の破本あり）が存在する。正確には漢字ハンゲル交りの朝鮮語主文に、左側には朝鮮語漢字音のハンゲル表記、右側には日本語訳を傍書した対訳本とも呼ぶべきものである。（図1）参照。いずれも第一四代沈壽官氏の寄贈にかかるものであり、同館作成の電子複写本である。

薩摩苗代川（現鹿児島県日置郡東市来町美山）の朝鮮語写本類に関しては、京都大学に二〇種二六冊が、大正六年

(圖1) 沈壽官家本『漂民對話』上, 卷頭



度（一九一七）から新村出による将来本として存在するという。⁽¹⁾安田章が「苗代川の朝鮮語写本類について」（一九六六、『朝鮮学報』三九、四〇合併号）論じて以来、国語学、朝鮮語学の立場からは、何人かがこれらの資料について言語学的な「朝鮮資料性」というような問題について言及している。⁽²⁾また、李康民には、「薩摩苗代川に伝わる『漂民対話』について」（一九九〇、『国語国文』第五九卷九号・京都大学）の論文があり、同氏によって京大本と沈家本（安田章以来の略称であり適宜使用する）の書誌ならびに日本語表記と朝鮮語表記に関する詳細な比較研究がなされている。昨年、第四五回朝鮮学会におけるこのテーマの研究発表後、同氏から右記論文の恵送を受け、自らの不学を恥じると共に、同氏の書誌的概要からは多くの学恩を蒙った。一時は屋下に屋を架すが如き論文を活字化することの意義に悩んだが、歴史学の立場から、苗代川で写本がなされて来た事の意味、とりわけ朝鮮からの漂流民との対話を前提に、このような写本が幕末期に行われていた意味を問う事はむだではないように思えた。以上が本稿執筆の動機である。

二、薩摩苗代川本における沈壽官家本『漂民対話』の位置

薩摩苗代川本とは、京大本中の『諺簡牘』という刊本を除くと、残りはすべて苗代川で写された朝鮮に関わる写本類である。京都大学収蔵本に関しては、安田章（一九六六）と鄭光（一九九〇）によって形式分類と内容分類がなされている。安田章の形式分類に従えば、

(1)、諺文を主とする朝鮮文を本文とし、その註として漢字片仮名交りの日本語を平行せしめた形式を持つ類。

A『韓語訓蒙』B『交隣須知』C『隣語大方』D『漂民対話』E『講話』F『対談秘密手鑑』G『韓語開論早引』H『講話隣語大方拔書』I『淑香伝』

(2)、右の形式から、対訳日本語を除去した類。

沈壽官家本『漂民対話』について（鶴園）

J 『韓牘集要』 K 『惜陰談』 L 『崔忠伝』 M 『淑香伝』

(II)、辞(字)書として。

N 『類合』 O 『和語類解』

(IV)、漢文体の類。

P 『朝鮮八道郡県名』 Q 『漂流之朝鮮人書文集』 R 『朝鮮使節官氏名』 S 『惟徳成隣』となる。⁽³⁾

鄭光の内容分類に従えば、

第一類、講読用学習

a、①隣語大方、二冊(卷一、二、三、四)(安政六年、一八五九年写)

②講話、二冊(上・下卷)

③講話・隣語大方抜書、一冊

b、④淑香伝、二冊(上・下卷)

⑤崔忠伝、一冊

⑥惜陰談、一冊(卷二のみ)

第二類、会話用学習書

⑦韓語訓蒙、一冊(文久四年、一八六四年写)

⑧漂民対話、二冊(上、下卷)(弘化二年、一八四五年写)

第三類、辞(字)典

⑨類合(抄本)、一冊(文政七年、一八二四年写)

⑩和語類解、二冊(上・下卷)(天保八年、一八三七年写)

⑪ 交隣須知、四冊（卷一、二、三、四）

⑫ 対談秘密手鑑、一冊（嘉永二年、一八四九年写）

第四類、朝鮮語通事教材

⑬ 漂来之朝鮮人書文集、一冊

⑭ 惟徳成隣、一冊

⑮ 朝鮮八道郡県名、一冊（文化五年、一八〇八年写）

⑯ 朝鮮使節官氏名、一冊

第五類、書簡文学習書

⑰ 韓牘集要、一冊

⑱ 諺簡牘、一冊

第六類、朝鮮語自習書

⑲ 韓語開論早引、一冊（安政五年、一八五八年作成）

⑳ 朝鮮語学書（仮題）、一冊（寛延四年、一七五一年作成）

第七類、朝鮮伝来歌謡書

㉑ 朝鮮歌、一冊となる。⁽⁴⁾

郷光の⑮は刊本、⑳は安田の(1)の形式に該当するが表題が欠如している事、㉑は漢文を主文として左側にハングル、右側にハングルのカタカナ転字音の表記がなされたものであるために、それぞれ安田章の論文ではふれられているが、分類からは除外されたのであろう。安田の形式分類を沈壽官家本に適用すれば、(1)類が

a 韓語訓蒙

沈壽官家本『漂民対話』について（鶴園）

b 交隣須知 卷一 (書写期不明)・卷三 (文政十年写・天保十三年写の二種)・卷四ノ二 (嘉永五年写)

c 隣語大方 卷一 (二種、共に内題は「隣語」)・卷二・卷三

d 漂民対話 三卷 嘉永七年写

e 講話 二卷

f 淑香伝 二卷

g 崔忠伝 となり、第(II)類に属するのが、安政三年 (一八五六) 写しの『淑香伝』 (全一卷) のみとある。⁽⁵⁾ ただし、

g の『崔忠伝』は、鹿児島県立図書館の複写本と同本であるとすれば、巻頭は(I)類の形式で始められながら、巻末に行くに従って(II)類の形式、つまり対訳の日本語が除去されていっている。

注目すべきは(I)類の逆の形式、「つまり、漢字平仮名交りの日本語を本文とし、その註として、漢字諺文交りの朝鮮文を平行せしめた、安政七年 (一八六〇) 写の『和韓問答』一冊⁽⁶⁾」の存在である。『和韓問答』は、内容から『和館』(倭館)問答』であったと思われるが、安田章は前掲論文の註(16)で、「『和韓問答』の、本文とする漢字平仮名交り文は、優麗なお家流の書風で書かれており、他と趣を異にする。諺文の書写のさして巧みでもない点から、鮮訳⁽⁷⁾のテキストの如きものであったかも知れないと思う。」とのべている。⁽⁷⁾ しかし、この写本は、沈壽官家本の『漂民対話』と同じ主、朴壽悦の写本である。沈家本の『漂民対話』上巻の巻末には、「嘉永七歳⁽⁸⁾正月吉日主朴十悦」とある。同じく下巻末には「嘉永七⁽⁹⁾七月吉日之書 朴壽悦」とあり、船の図三丁のあとに再び「此主朴壽悦合紙数肆拾陸枚」とある。常識的には、此主とはこの本の冊主、すなわち写本の主をさし、朴十悦と朴壽悦は普通の同一人物とみなして良いであろう。『和韓問答』の巻首にもやはり、「此主朴壽悦」の書き込みがなされているのである。

書写年度と筆写人から、書写時の筆写人の年令推定を行ったのは、前述の李康民論文 (一九九〇) であった。考証は同論文にゆずるが、京大本の『漂民対話』の筆写人朴泰元は、一五才で『交隣須知』 (沈家本、卷三、天保十三年

写)を写し、一八才で『漂民対話』(弘化二年写)、一九才で『淑香伝』(京大本の1、上巻のみ弘化三年写、)を書写していたと推定している。⁽⁸⁾書写年代の明らかなものに限って言えば、沈壽官家本は一八二七年〜六〇年まで、京大本は一七五一年の『朝鮮語学習書(仮題)』を除けば、ほぼ一八〇八〜一八六六年の間に集中している。両コレクションの書写年代と筆写人などの悉皆調査を行えば、もう少し幕末の苗代川における朝鮮語学習の具体的なイメージがうかぶかも知れないが、今のところはこの程度である。

ちなみに、沈壽官家本の『漂民対話』の主、朴壽悦に関しては年令不詳であるが、一八五四年の正月には『漂民対話』の上巻を写し、七ヵ月後の七月には下巻をあげて、六年後の一八六〇年に『和韓問答』を写していることになる。別の資料から、弘化二年(一八四五)に、一代伊集院郷土格として朴壽悦は苗代川役人に仰せ付けられているので(後述)、朴泰元の場合よりは「お家流の書風」が可能であった蓋然性は高いであろう。いずれにせよ、このような高度な朝鮮語学習が苗代川的全構成員に課された訳はなく、苗代川者と呼ばれた「朝鮮筋目」の者のうちで、朝鮮通事という役目を与えられた特定の家の者や、あるいはその個人に課されたのであらうと考えている。今や章を改め、このようなテキストの成立に関わる薩摩の朝鮮通事について概観する必要があるであろう。

三、薩摩の朝鮮通事

薩摩に朝鮮通事と呼ばれる朝鮮語の通訳が存在したことは、好奇心にあふれ薩摩苗代川を訪れた江戸期の旅行家・文人たちの随筆などにふれられている。⁽⁹⁾また、近代の研究としては、武藤長平の『西南文運史論』(一九二六)所収の「朝鮮俘囚の遺族」の一文が、本格的に論じられたものとしては最初であろう。

武藤の主張は、薩摩の密貿易にからめて、「朝鮮貿易はかの支那貿易のように盛ではなかったのであらうけれども、苗代川には歴代通事、稽古通事、通事稽古等が設けられ各々禄を受けて居て『交隣須知』『韓語訓蒙』『漂民対話』

『隣語大方』等の朝鮮語の教科書を講習して居たのに徴しても大抵想像し得らるるであろう⁽¹¹⁾』というものであった。確かに薩摩藩は、唐通事や琉球館を置き、幕藩制下の管理貿易からは逸脱した「密貿易」をも西国の外様雄藩として行っていたかも知れないが、朝鮮通事存在を「密貿易」にからめるのはいかなものであろうか。このような研究動向をうけながらも、内藤雋輔(一九七六)や鄭光(一九九〇)の研究によれば、一七世紀後半から一八世紀にかけて、薩摩への朝鮮人漂流民の漂着の際に、苗代川出身の者が通事として漂流民の救難と通訳に活躍している⁽¹²⁾。また、幕末から明治初期にかけて日本で活動したイギリスの外交官アーネスト・サトウは、西南戦争の直前に苗代川を訪れ(一八七七年二月二日および六日、七日)、興味深い日記を残している。李康民が引用した該当部分の英文を、萩原延寿の『遠い崖』一六六五回(『朝日新聞』一九八八年五月二二日夕刊)の日本語訳引用などを参考に訳出してみよう⁽¹³⁾。

(1)高麗人は、廢仏毀釈以前は天台宗の門徒であった。彼らの故国の言語についての知識は、依然何人かの人によって保持されていて、そういう人々の任務は、漂着した朝鮮人と日本の役人との間の通訳を勤める事だという。漂流民の朝鮮服は通例燃やされて、日本の着物が与えられ、それから彼らは長崎に送られて(老女フデによれば、また江戸にも送られたという)それからしかるべき役人に引き渡されたという。

(2)彼らの祖先が薩摩に連行されたそのやり方は、「二百年以上も前に、ある日本人が、よく読まれている虎狩絵巻にあるような虎狩をしに朝鮮に出かけ、その際に多くの現地の住民が大量の日本人に引き続いて(まきこまれた)、彼らの日本への帰国の際に伴われたという。そしていくらかの日本人は、船が出発する際の船に乗り遅れ、それらの人々は取り残されたという。そして今ですら、時々朝鮮からの漂流民が来るのであるが、彼らは本物の日本人で、その言語(日本語?)を話すという。」

(3)彼らは朝鮮語に関する二冊の本を見せてくれたが、一つはこれを読んだり書いたりするための対話編というようなもので、もう一つは二巻からなり、漂着した朝鮮人と通訳との間の対話を書き留めたもので、大変興味深い。私

のために写しを作ってくれる事を約束した。嘉永年間にこれらの記録を写したのは姜蘇淳という人だそうである。
(PRO 30/33/15/5 ロンドン公文書館)

以上の記述で重要な点は、(1)においては「彼らの故国の言語(朝鮮語)についての知識は依然何人かの人によって保持されていて、そういう人々の任務は、漂着した朝鮮人と日本の役人との間の通訳を勤める」という点、(2)では、当時においてすら、朝鮮半島からの漂流民の中に日本人が居たと信じられていた事、(3)においては、どうやらアーネスト・サトウが『漂民対話』の二巻本を見ていて、しかも、写本(Copies)が約束されている点であろう。

もしこの約束が果されていたならば、アーネスト・サトウの遺品には別の『漂民対話』の異写本が存在するかも知れない。それはともかく、文中に登場する老女フデは、萩原延寿によれば、サトウの身の回りの世話をした女性で、苗代川の出身で当時五九才、サトウがこの日宿泊した朴正順の家の出であるという。(2)のパラグラフには、フォーークロア話めいたあやうさがあるが、全体の記述は明確で、インフォーマントとしてのフデやその家族の明治初年の認識をかなりの確に伝えたものと考えて良いであろう。以上のような認識が正しいものであるとすれば、薩摩における朝鮮通事のためのテキストとしての『漂民対話』の重要性は言うまでもないが、今しばらく、制度としての薩摩の朝鮮通事の検討を続けよう。

武藤長平の密貿易のための朝鮮通事という主張には賛成できないが、歴代通事、稽古通事、通事稽古などの、いわばランキングが設けられていて、各々禄をうけて居たという見解はいかがであろうか。武藤は出典を示していないので根拠は不明であるが、鄭光(一九九〇)はこの見解に肯定的である。一七五一年の『朝鮮語学書(仮題)』(京大本)の巻末の証書類を引いて、

写

伊集院地頭

沈壽官家本『漂民対話』について(鶴園)

朝鮮通詞 苗代川李欣達弟子

稽古扶持□九□ 何一官

御用相弁候様ニ罷成候。依之稽古扶持右之通被仰達候条先キ様可入□候

右如例可申渡候

という文書から、「何一官が李欣達の弟子として通事稽古に任ぜられ、伊集院地頭より扶持を賜わった」とし、また次の記事から「彼が通詞稽古になったのは寛保三年（一七四三）のこと」であるとしている。⁽¹⁴⁾

一、朝鮮通詞稽古方之儀、弟子成被願申上候処、自分弟子成御免被仰付（寛保癸亥）——以下引用略す——

しかし、これらの資料は、前者は李欣達の弟子の何一官に稽古扶持を与えるという資料であるし、後者は朝鮮通詞の「稽古方之儀」という一般名詞に解すべきであって、通事（詞）稽古という役職名を示すものとは解せないであろう。もっとも一八世紀中葉に、「稽古扶持」というような形で、朝鮮通事養成のための財政的支援があった事は、積極的に肯定してよいであろう。

幕末の薩摩苗代川の朝鮮通事のあり様を内在的に示すものは、『宗門手札改條目』という文書の「苗代川者一卷改様之事」という項目である。⁽¹⁵⁾ この項目はさらに五項から成り立っている。第一項は、苗代川者は一七姓からなっており、氏の使用を許すがこれは「名字」ではない事、李達馬、伸十圓、朴春益、伸春松は先年、伊集院郷士格に認められ、嫡子までは郷士格とする事、氏の字の使用は本国（故国）の習慣に従ったものである事。第二項は通婚の規制、第三項は第一項の四家の者の養子、縁組みは同格の者同士で行うべきことの規制、第四項は分村である鹿屋の笠野原の住民も前三項の規制に従うべき事がのべられている。ここで直接関連を有するのは次の第五項で、その部分を読みますと、

朴泰潤の事、数十年朝鮮通事、相勤め候お取訳を以って、嫡々まで伊集院郷士格仰せ付けられ候旨、文政五年（一

八二二) 午十月仰せ渡らせられ候事。

という事になるであらう。すなわち朴泰潤は数十年の間朝鮮通事を勤めた功勞によって、その子孫(嫡々)は郷士格の扱いをうけるといふものであった。京大本の『漂流民對話』に登場する朴泰元は、恐らく朴泰潤のそのような系累に當る事はまちがいなからうと思ふ。

一方、沈壽官家本に登場する朴壽悦は、弘化二年(一八四五)に、どのような功勞があつたのかは定かではないが、一代限りの伊集院郷士格に苗代川役人寄として、陳宗碩と共に取立てられている⁽¹⁶⁾。以上の事から、薩摩の朝鮮通事には、伊集院郷士格として代々うけつぐべき「家格」としての通事役を勤める者と、一代限りの郷士格としての才能により朝鮮通事を勤める者の存在が推定される。

一七世紀末から一九世紀初めの事例であるが、薩摩苗代川の李氏の家門において、李欣衛—欣達—寿衛—元達の四代に渡つて薩摩への実際の漂流民の漂着に際しての活動が見られるという⁽¹⁷⁾。武藤長平の言う「歴代通事」とは、このような実態を背景に生み出された言葉であらう。また、このような事実があるからこそ、李康民が発掘した享保一九(一七三四)年の次の資料、

右よりせがれ寿衛へ朝鮮仮名字並びに言葉の稽古為し仕り候、付ては去る亥の年より去る巳(丑か?)年迄、三年一兩度の飯米下され置き、御蔭を以つて仮名字共の儀は、皆伝仕り候え共、言葉の儀は音律等移りかね、なまり多く、諸事の通達、心もとなく候(一部カタカナ漢字部分をひらがなで読み下す)

のなまなましさ⁽¹⁸⁾が伝わるうというものである。すなわち、息子李寿衛が、朝鮮仮名字(ハングル)は習得したものの、音(音律)としての朝鮮語そのものの習得が困難で、漂流民救済にあつたつての實際の諸事の通達は心もとないという、父親李欣達の胸の痛みが伝わるような文書である。もつとも、内藤傳輔(一九七六)によれば、その後の二〇年以上に及ぶ父との同行によつて、李寿衛も立派に自立したようである⁽¹⁹⁾が。

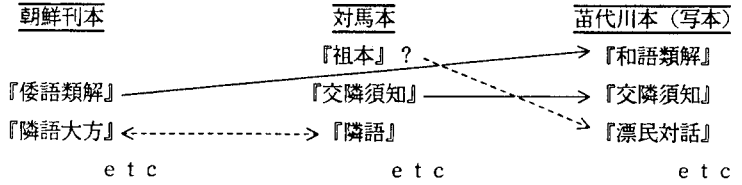
それはともかく、以上のような考察から、薩摩の朝鮮通事は「苗代川者」を源泉として、薩摩に漂着した朝鮮人と日本の役人との通訳を主目的に、制度としても実態としても機能していたと考えて良いであろう。だとするならば、薩摩の朝鮮通事にとつてのテキストとしての『漂民対話』の重要性は再言するまでもなからう。このテキストをマスターする事は、朝鮮通事としての免許皆伝を意味するものであったかも知れないというのは過言であらうか。ようやく沈壽官家本『漂民対話』の写本としての性格を分析する段階にたどりついたようである。

四、祖本探しと沈壽官家本『漂民対話』の独自性

薩摩苗代川の『漂民対話』に関しては、他の苗代川写本類と同じく、対馬の通事たちが教材として使用し来った対馬本に淵源を發するものとして考えられてきた。⁽²⁰⁾ 例えば安田章(一九六六)の次のような見解、「その教材書として、『交隣須知』『隣語大方』『韓語訓蒙』『漂民対話』などの書目が挙っている。これらは、必ずしも苗代川独自のものではなく、就中、前二書は、江戸時代より明治初期にかけて、日本における実用朝鮮語学習書として、最も広く流布していたのである。編輯は対馬の通事に関わると思われるが、対馬と共通するテキストが苗代川に存したことは、注意せられる。」(『前掲論文』二二二～二二三ページ)。「述べてここに至れば、苗代川本に、対馬における朝鮮語学習書の投影があるとしてよいのではなからうか。」(『同前』二二七ページ)安田章においては、未だ断定を避けた慎重な表現であるが、鄭光(一九九〇)に至っては、「第二類の会話用学習書として分類された『韓語訓蒙』『漂民対話』なども、芳洲(注・雨森芳洲のこと)以後に対馬で編撰された教材である」(『前掲書』七九ページ)と断定されるに及ぶ。

筆者も初めはこのような見解に従い、(図2)のような概念図を描いて対馬本の『祖本』を想定し、友人の研究者などにも探索を依頼した。しかしながら、京大本の『漂民対話』と沈壽官家本の『漂民対話』を読み進むにつれ、こ

(図2) 概念図



のような考え方に疑問を感じ始めた。

まず、京大本と沈家本に共通の『祖本』や『底本』が存在することは間違いないであろう。また弘化二年（一八四五）写しの『京大本』と嘉永七年（一八五四）写しの『沈家本』が、ここでの考証は省くが、テキストの異同から直接の親子関係にない事は、李康民（一九九〇）の考証どおりであると思われる（『前掲論文』八ページ）。親族用語に比喻を借りれば、両本は姉妹本か、従兄弟本あたりにあたるのである。問題はそのテキストの内容である。

『漂民対話』上巻末に至り、いよいよ漂流民を送還する段に至って、陸路で長崎まで行くのか、海路で長崎へ行くのかの問題が、漂流民の側から提起されるのである。沈壽官家本の該当の箇所から、日本語訳の部分で引用してみよう。

○此程ノヤウニ風ガ悪フゴザレバ、イツ出船ニナラフモシレマセヌ故、長崎道マデハ陸地ヨリ行キ、船ハアトヨリヲ送下サルヨウニ、仰上ラレテネガイドヨリニナルヤウニ、ヲセワナサレ下サレマセ

○連日風勢不順ニアルニヨリ、長崎道マデハ陸路ヨリヲツカワシ下サレ、船ハアトヨリヲ送下サルヨウニ申上テクレイトノ申ブンハ聞ヒタガ、コレマデ漂人ノサヨウニワカマナル事ヲ云フノハ初メテキイタ、ソノヨウナ法ガドコニアルモノカ（不明の箇所は京大本によって補う）。

このような対話が今しばらく続くのであるが、漂民の言い分を聞いた上で官家にとりつき、その上で「カノトコロノ殿様ニ対テ弔員主（弔員主）」にお計りなされた、その返答があった後に決断するので、三、四カ月の間はまっておれとの伝語官（朝鮮通事）の言葉に、漂民は陸路長崎へ行くことをあきら

らめ、海路による送還を承知するのである(『沈家本』四三〜四四丁、『京大本』五〇丁ウラ〜五一丁)。

これまでの朝鮮人漂流民送還の研究によれば、幕藩制確立期以降の漂流民送還に当っては、基本的には本州に漂着した漂流民に関しては陸路をへて長崎に送り、九州への漂着民は海路で長崎に送るとの事であった。その限りでは、このテキストは「九州」という場を前提に成立している。いずれにせよ、対馬の通事が介在するのは漂流民が長崎に到着した後のことであり、対馬に「根本」が存在していたとすれば、テキストの内容にこのような対話が挿入されているのは不自然であり、必然性がない。

李康民はすでにこの点に関しては気付いていた。その上で、「本書の成立に関わったのは、いわば、薩摩藩に滞在した対馬の通事と見るのが妥当であろう」(九〇年「前掲論文」一〇ページ)とし、「以上のことから、本書は、実際に作成された『漂流口書』の類に基づき、文政・天保年間(注・一八一八〜四三)に、対馬の朝鮮通事の手によって編まれたものと言えよう」(「同論文」一一ページ)との結論を下している。しかし、このようなテキストの作成に、必ず対馬の朝鮮通事の介在が必要なのであるか。一七世紀から一九世紀に至る、長期間の薩摩の朝鮮通事の活動によって、おのずと、いわば自生的にこのようなテキストが成立してきたと考える事は出来ないであろうか。

確かに李康民が指摘するように、対馬が朝鮮の釜山に置いた倭館に関する対話があり、しかもそれは沈壽官本のみに有する『別一』『別二』の破本部分に含まれるのであるが、ひるがえって考えるに、対馬の朝鮮通事が編集したものであるならば、「朝鮮対馬州館」であるとか、「対馬州館字」「日本館近處」というような表現をするであろうか。百歩ゆずって対馬の訳官が漂流民の立場になってそのように表現したのだとしても、

私モ和館ノ家数ハ〔シラネ〕ドモ一昨年ヨリ館ニ毎日入テユキ、餅ト飴アキナイスル子供ノハナシヲキキマスルニ、東館・西館ト申テ兩所ニ家ガゴザリマシテ、西館ハ送使ガタゴシクナサル長家バカリゴザリマス〔別一〕八丁ノ九丁〔一〕部分は虫損を朝鮮語より推測補填)

というような、対馬の通事であれば自明であろう知識を、ことさら書きとめる必要があったのであろうか。やはりこれらの情報は、すなおに漂流民から得た情報を書きとめ、それをそのままテキストにしたものと考えの方が自然であるように思える。また、そのようなテキストの成立の自然さを示す部分がある。

下巻末、「いかだ船」をめぐる問答が始まる場面で、伝語官(朝鮮通事)が「いかだ船」の直訳である「뽕뽕」という単語を使ったのに対して、漂流民が「筏船」という表現に訂正するのである。以下その部分を原テキストに近い形で表示してみよう。

○朝鮮은 뽕뽕라호. 뽕뽕이 다호네. 엇뽕뽕은가
——ハ イカダ松ト云フ松ガアルト云フニドウシタ松デアルカ

○뽕뽕라호. 브르지아니호오되. 筏船이라브르뽕뽕이잇슴네
——ト唱ヘル松ガゴザリマスルガ、
別件

(『沈家本』四〇丁〜四二丁、『京大本』四一丁〜四二丁)

この場面は、漂流民との交流によって、インフォーマントによる単語レベルでの生きた「修正」が行われている事を示す極めて貴重な場面であるように思える。勿論、一方では伝語官がかなりの経験をつんだ者であることをにわせる文言がある。

例えば、

朝鮮漂流船ハ数十隻見、勿論念ヲ入テ造ツタ信行使船、譯官船、又ハ軍船モダンダン見タニ、ソノヤウナモノハナク、梶ハミナヒラニネセテアルカラ、カジノマクラ木ノコトハ、重テ云ワヌガヨカロウ(『沈家本』下巻十二丁、『京大本』十一丁ウラ。煩雑をさげ日本語訳文のみによって示す)。

というようなセリフがあり、対馬者でなければ、このように多くの船を見るという経験は出来ないであろうとの意見はありえる。しかし、これとても漂流民の要求をなだめるための誇張表現と考えられない事はないであらうし、いず

れにせよ薩摩苗代川で過去にこのような経験をつんだ人物がいなかったという証明は不可能である。勿論、その蓋然性は対馬者よりも苗代川者の方が低いというような事は言い得るであろうが、幕末にこの写本を行っていた者にとつては、原記録の作成者が対馬者であるか苗代川者であるかは、さしあたり本質的な問題ではなかつたであろうと思われ。

ただ、このテキストの原作成者というか、もとの素材となるべき記録を残した者が、極めて朝鮮語に堪能な人であり、また日本の幕藩制に精通している日本側の人物である事を示す表現は随所に見られる。例えば朝鮮語の「檢公」には「ゴ一統サマ」、「次知」には「アツカリノヲ方」、「官將」には「ヲヤクニン」の訳語をあてる他、官家、員主(殿様)、禁徒(ゴケイゴ人)、路里禁徒(ミチアンナイジャ)、などの単語を極めて適確に使い分けている事がうかがえるのである。

むしろ、問題にすべきは、テキスト全体の時間や空間の構造である。沈壽官家本においても、京大本においても本文テキストがほぼ共通している上下巻において、全羅道順天出身の漁夫漂流民十一人(内一人が閑良、漢文は読めず)と、全羅道海南の商人漂流民十六人の遭難までの供述(李康民がはじめに推定した「口書」部分)⁽²⁴⁾は、日時や地名など具体的な記述がなされているにもかかわらず(『兩本』ともに上巻冒頭部分)、日本漂着後は長崎道という地名を除いて、まったく日時や地名の記述がない事の問題性である。勿論、全体としては、冬の季節風による漂着後、春先の気候の話や病氣、蚊が出てきたので蚊帳を借して欲しい等というような漠然とした季節の移り変りを示す対話は出てくる。しかし、上下巻を通して、漂着地がどこであるとか、何日にどこで救助されてどこに移されたというような本来の「口書」には記述があるべき具体的な表現がないのである。

初めは意識的にそのような部分を削除したというような考えもして見たが、逆に、第一次の漂着地において、漂流民との対話のメモを素材に、このようなテキストを作成したと考えれば、日本における地名や時日の記述がないのは、

(図3) 漢文注記

對漂客恐不詳精疎表裏且尊卑
之語深思厚撰以記其極云爾

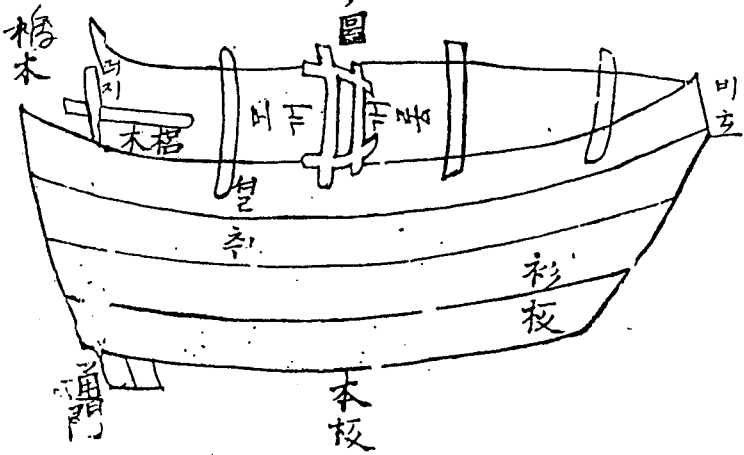
嘉永七寅七月吉日
文書

(圖4) 船の図 (圖4の(1))

船之圖

船並

船具目録圖

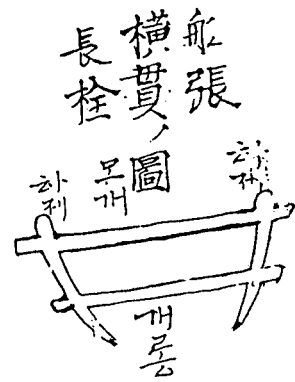
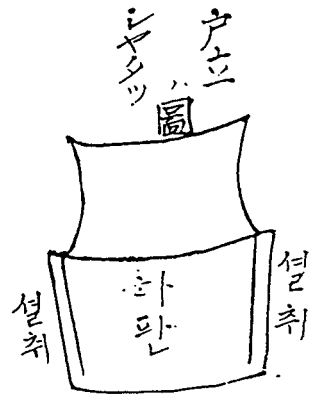


船具目録圖

船具目録圖

本板

船具目録圖



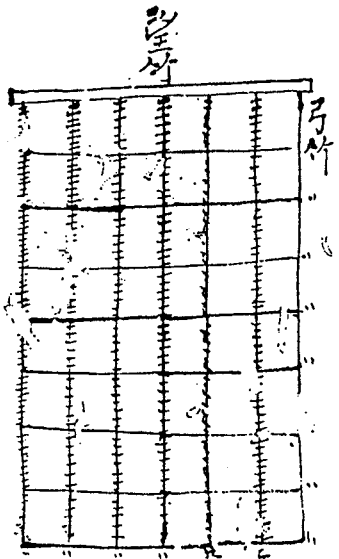
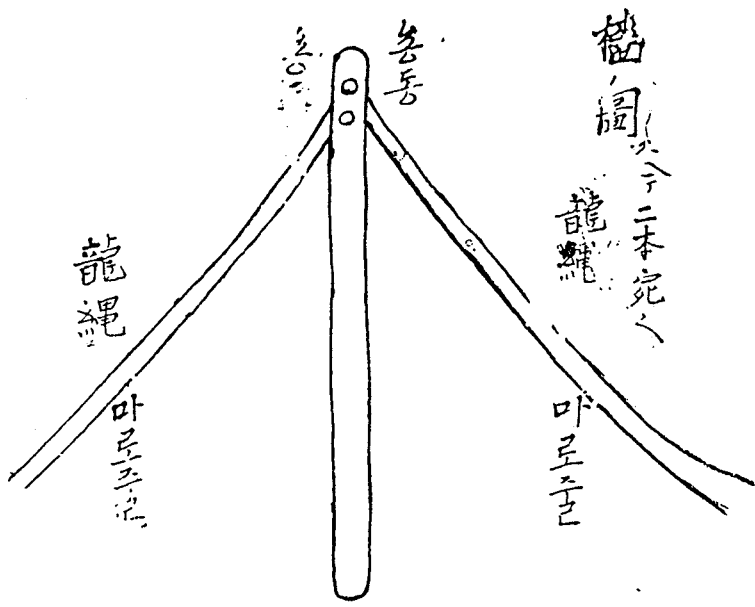
ある意味では当然の事のようにも思える。この事は、現場の伝語官（朝鮮通事）の対話メモに基づいた臨場感にあられたこのテキストの成立に深く関わりをもつ事のように思える。

結論から先に言えば、沈壽官家本と京大本を慎重に読み較べる事によって、とりわけ、京大本にはない沈壽官家本の特徴を分析する事によって、実は『漂民対話』というテキストそのものが、未だ生の記録をテキスト化していく上での生成の途上にあつたのではないかという思いを抱くに至つた。以下、その理由をのべる。

まず、李康民ものべている事であるが、京大本にはなく沈壽官家本下巻テキスト末にある「一三ページ（図3）のような漢文注記である。この漢文を普通に読めば、「漂客に対するに、精疎、表裏、且つ尊卑の語を詳しうせざるを恐る。深思厚撰して以つてその極を記せ、うんじ。」となる。文字通り解釈すれば、漂民に対する（朝鮮語の）敬

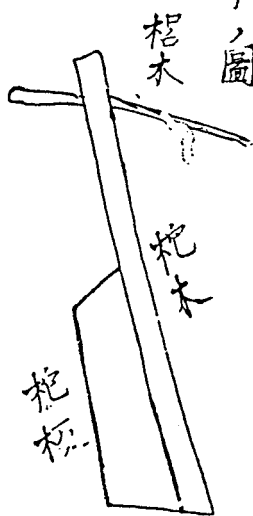
沈壽官家本『漂民対話』について（鶴園）

△圖4の(2)▽

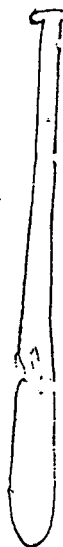


此ノ圖 スベテ下リ也

舳ノ圖



櫂ノ圖

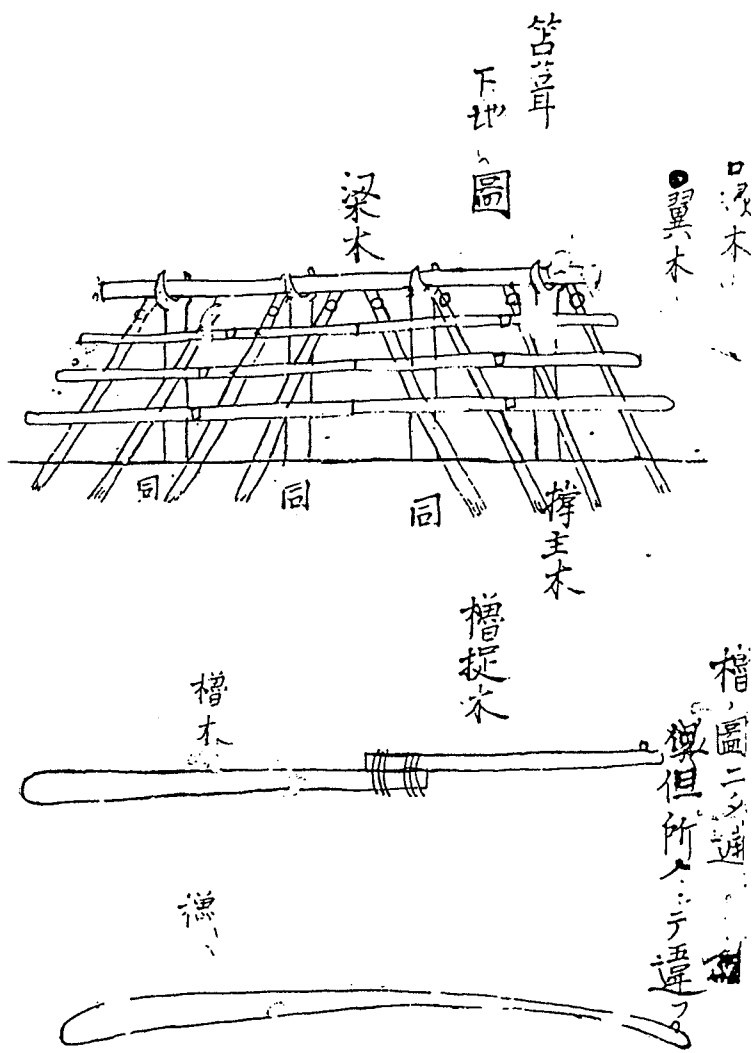


長尾木

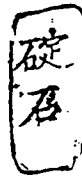
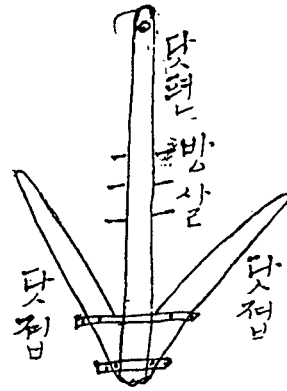
語法などの朝鮮語表現に関わるテキストの不完全さを自覚して、テキストの改変を認める謙讓の辞と認められる。李康民は、「内容から推し、沈家本の底本から転写されたものと思われるが、京大本にかかる註記は見えていないのである」(「前掲論文」八ページ)とするのみである。しかし、沈壽官家本には、その後に(図4)のような船の図が(これも恐らくは『沈家本』の底本に存在した図であろうが)、三丁ほど続き、最終ページには二二〇ページに示すよ

沈壽官家本『漂民對話』について(鶴園)

△ 図 4 の (3) ▽



碇並碇石圖



漂民對話終



沈壽官家本『漂民對話』について (鶴園)

うな「定め」が達筆なお家流の筆字で書き込まれている。

右 （留カ）

右之通り相写置候間落字書様抔

有之筈存候處、御存知之人

御覽之節者、加置之可被下 定

（四字判読不能）

□ □ □ □ 分

此段御存知候 此主朴壽悅

合紙数肆拾陸枚

この文意に従えば、写本の主である朴壽悅は、写本の際に「落字・書様等」のミスがあり得るので、御存知の人で御覧になられたら、これに書き加えて欲しいという「定め」を承知している事を示している。事実、『京大本』においても『沈家本』においても、おそらく両本の底本において「韓良」となっていた所を、『沈家本』においては何か所かで「韓」の字の上方に「閑」の字が書き加えられていたり（26）、『閑良』の表記が正しい、また、本文の何か所かは朱筆によって単語の綴字の訂正などが行われてもいる。この事は京大本においても同様のようで、原本を見ている李康民は、「朝鮮語本文と日本語対訳注の間には、稀に、朱筆を用い誤脱を補訂しているが、それが、書写者自身の手によるものであるか否かは、確定出来ない」（27）（「前掲論文」四ページ）としている。また、同一朝鮮語文に関する日本語対訳の微妙な訳しわけの差異など、単に写本時の底本の差異にのみ還元できない本質的な違いをはらんでいるように思える。

筆者は、以上のような全般的な観察によって、京大本の筆写人である朴泰元と、沈壽官家本の筆写人である朴壽悅

には、書写の態度においてかなり本質的な違いを認めるに至った。まず、京大本『漂民対話』は上下ともに一ページ五行の朝鮮語本文に日本語を傍訳する形式はしっかりと守られており、その限りでは読み易いテキストであるが、しばしば朝鮮語文末の「이다」(上、二丁ウラ四行)であるとか「있가」の「가」(上二丁ウラ一行)の追記などが行われており、書写人の文法意識が明確であるかどうか疑わしい。それに反して、沈壽官家本『漂民対話』は虫損が多く、判別不能な箇所も多いが、一ページ五行の形式は守りつつも、内容による段落分けがかなり明瞭である。何よりも沈壽官家本には誤記の訂正や「落書き」なども多く、朝鮮語学習のために使われた書写本という性格がうかがえる。さらには下巻末に存在する船の図三丁は、『下巻』読解のためには不可欠の部分であるが、京大本におけるその図の欠如は、京大本における書写人が、果して内容理解の上に筆写を行っていたかどうかに関して疑問を抱かせる。勿論、京大本の底本にこの図がそもそも欠けていたと考えればそれまでであるが、一八才の朴泰元が果して内容理解までも含む、熱心な学習態度であったかを疑う自由も許されるであらう。

一方、年令不詳ながらも、九年前(一八四五)には一代限りの伊集院郷士格となり、晩学ながらも苦しみながら朝鮮通事としての朝鮮語学習に励む朴壽悦には、明瞭な学習意欲を書写の態度に読みとる事が出来る。上巻末尾のいくつかの単語の抜き書きのあとに、達筆な筆字で書かれた

こころとめて 見ればこそあれ道のへの しばふのしたにさく花もあれ

という短歌は、そのような朴壽悦の心情を表現したもののように筆者には思えてならない。

五、まとめにかえて

『漂民對話』の祖本に対馬本を想定するような発想は、現在も完全に否定し去られた訳ではない。しかし、薩摩における朝鮮通事の制度と実態を考え、テキストの内容分析から自生的なテキストの生成を考えると、この考え方は魅力的なものであった。また、仮に対馬に『祖本』が存在したとしても、薩摩苗代川において何らかの変容がもたらされた事を否定する必要はないであろう。

学習のための写本という行為という考え方をとる時、ある意味では、テキストの変容は当然の事でもあろう。京大本の筆写人朴李泰元は、その意味では、学習意欲はともかく、底本に対して忠実であった事は後世人にとって幸いであつたのかも知れない。そして『漂民對話』上下本が幕末期にはほぼ確定しつつあつた時、李康民が「中巻」として想定した沈壽官家本の『別一』『別二』の破本はいまだテキストとして確定していなかつたのではないかと思われる。李康民は中巻の内容を「長崎から対馬・釜山への漂民移送」(『前掲論文』四六ページ)と想定しているが、もし『漂民對話』が苗代川に「自生」したものであれば、このような部分は薩摩の朝鮮通事にとって不要であろう。それ故に『別一』『別二』の部分は虫損などにまかせられ、欠落して行つたと考えられなければならないが、筆者は、漂民からの「聞き書き」中、対馬倭館を中心とした朝鮮事情を聞きだそうとしたメモの部分がこの「中巻」に該当するのではないかと考えている。いづれにせよ、薩摩の朝鮮通事にとっては、上巻の「漂着から長崎護送を迎える日まで」と下巻の「漂着船の修補」(李康民の表現を借用)ほど、中巻の内容は切実なものではなかつたのであろうと思われる。一見、虫損によるテキストの亡失というような出来事も、民衆世界におけるそれなりの論理の必然性によって引きおこされたのではないかという事が感知される。近世民衆世界における「抜書き」等をも含めた多様な異写本の成立、また、ある写本が現代にまで残り、ある写本は亡失していく事の意味あいなど、沈壽官家本『漂民對話』は写本をめ

ぐる様々な事を考えさせてくれた。いずれは両本の校定の上に、近世朝鮮人漂流民との対話という極めて人間臭い民衆世界が本格的に紹介されるであろう日を楽しみに、以上のような雑駁な感想を付してまともに代えたい。

註

(1) これらの写本の将来の事情に関しては、鄭光一九九〇、

『薩摩苗代川伝来の朝鮮歌謡』(非売品)の第一章緒言、および第三章の注(23)(24)に詳しい。それによれば大正六年の三月三十一日以前に大部分の図書が受け入れられ(図書の受書日字印から)、新村出による五月廿一日の研究発表、六月四日の苗代川探訪をへてさらに『朝鮮歌』と『朝鮮語学書』

(仮題)がもたらされたようである。京大本『漂流対話』は三月三十一日受書分である。『朝鮮歌』には表紙に寄贈本の印があり、巻末には「苗代川吉本祐康(丁氏)寄贈」の書き込みがある。『漂流対話』にはそのような表示はない。これらの図書が苗代川でどのような形で存在していたのか(一括されていたのか、散在したのか etc)、興味深い。

(2) 前註(1)の鄭光(一九九〇)や本文でのべる李康民(一九九〇)が代表である。その他にも藤井茂利、一九八九「薩摩美山に伝わった朝鮮語資料の一性格」『韓語訓蒙』の表記法をめぐって(未見)などもあるようである。

(3) 前掲安田論文、二一三〜二一五ページ。安田論文には書写期、冊数、巻などの表示がなされているが、基本的に後述の鄭光論文が継承しているので煩雑を避け、書名のみにとどめた。ただし『淑香伝』弘化三年写(一八四六)一冊

沈壽官家本『漂流対話』について(鶴園)

(上巻ノミ)とMの『淑香伝』書写期不明一冊(下巻ノミ)を鄭光は『淑香伝』二冊(上・下巻)としているので要注意。また、安田は第一類、第二類と漢教詞を使っているが、鄭光の第一類、二類との混同を避けるため(Ⅰ)、(Ⅱ)のローマ数字に変えた。諒を乞う。

(4) 鄭光『前掲書』七四〜七六ページ。鄭光の分類には第一類のaは初歩者用、bは水準の高い講読教材などという注が付されているが(九二ページ)、それならば第二類の会話用学習書においても⑦と⑧ではかなりレベルが違う。また、第四類の朝鮮語通事教材としている⑩⑪は安田の漢文体の類であるし、そもそもこれらのテキストの大部分(『朝鮮歌』を除いて)が、朝鮮通事のための教材であると考えると、自習書やその他の学習書の分類の仕方に「こうもり」分類的なあいまいさを感じる。今後の課題であろう。なお番号は原著にはなかったが叙述の簡便のために付した。

(5) 前掲安田論文、二一五ページ。

(6) 前註に同じ。

(7) 前掲安田論文、二三四〜二三五ページ。この註自体は、テキスト成立時における日朝の言語学習者における相互干渉(文字言語表記における)を論じたもので興味深い。この論理に従う限り、写本時におけるテキストの「改変」というテ

一マは可能であらう。

(8) 李康民(一九九〇)「前掲論文」、四ページ。

(9) 安田章に従えば、「沈寿官家蔵本は、一束に括られた文書類」(前掲二一五ページ)とある。語学の学習は今も昔も易から難へ進むのが原則であるとすれば、沈家本の中だけでも同一筆写人が『交隣須知』(一一八二七、四二、五二)、『漂民対話』(一一八五四)、『淑香伝』(一一八六五)、『和韓問答』(一一八六〇)と学習を進めるといふ事は仮定しうる

が、写本者の筆跡鑑定や、何故に署名のある写本とない写本があり得るのかの問題など、「写本論」をめぐる問題が解決される必要がある。また、安田章が見たのは一九六〇年代の沈壽官家本の状態であって、現在の原本の状態は表装なども新たに行われ、保存状態は良いようである。第一四代の沈壽官氏はその後も苗代川本の収集(日本語によるいわゆる「地方文書」類を含む)に努めておられるようなので、いずれは苗代川文書全体の再調査が望まれるであらう。

(10) これらの随筆類を利用した苗代川村の記述は前述の安田章(一九六六)に始まり、鄭光(一九九〇)、李康民(一九九〇)と継承されている。それぞれの論文参照。また、苗代川の地方文書を利用した村のあり方をめぐる本格的な労作は、内藤雋輔一九七六、『文禄慶長役における被擯人の研究』中、第二章第

.....The Koraijin, before the destruction of the monasteries were members of the Tendaishiu (Buddhist sect). The knowledge of their own language is still kept up by some amongst them, whose duty it is to interpret between castaway Coreans and the Japanese authorities. The Korean clothes of the castaways used to be burnt, and Japanese clothing was given to them, and thus they were sent to Nagasaki (and also to Yedo, said the old Fude), and handed over to the proper authorities.

The manner of their coming to Satsuma. "Over 200 years ago certain Japanese went hunting the tiger in Corea, as may be read in the book Toragari, and a number of the natives got mixed up in the train of the great Japanese (maki-komareta), and were carried along with them on their return to Japan. And some Japanese were too late to get on board the ships when they started, so that they were left behind. And even now there come sometimes castaway from Corea who are really Japanese, and speak the language."

They showed me two works on the Korean language, one a dialogue on learning to read and write it, the other two volumes of dialogues between castaways and interpreters, of great interest. Copies were promised to me. 姜 蘇厚 was the copier of these M.S.S. in the period Kayei. (PRO 30/33/15 /5] Public Record Office, London)

一節の「集団生活を長くつづけたもの―苗代川と薩摩藩―」二二〇〜二九八ページの記述である。

(11) 武藤長平一九二六『西南文運史論』四九七ページ。

(12) 内藤雋輔『前掲書』二五五〜二五七ページ鄭光『前掲書』七〇〜七二ページ。八一〜八五ページ。しかし、これらの研究でも「密貿易」説は否定されていない。

(13) 李康民(一九九〇)が引用したアーネスト、サトウの日

十三 苗代川者一卷改様之事

1 苗代川之著共、氏當分拾七姓迄之由候、依之名之上而々氏を一字宛可書記候、勿論名字にてハ無之候、格式モ此中之委ニ候、且又、李達馬・仲十圓・朴春益・仲春松事ハ先年伊集院郷七格ニ被仰渡候、右四人之者共柄子迄を郷士之格ニ被召成、二男ヨリハ此中之通ニ可差置候、氏之字被成御免候儀ハ、木國ニテ持合之字候故、一字宛氏之字書候儀被成御免候事

2 苗代川エ百姓・浦濱・町其外之女入縁與ハ被成御免候、苗代川之者脇方エ縁與出候儀堅御禁止之事

4 大奥ニテ御次以上之御奉公相勤首尾能御殿之女ハ、御差岡次第何方エモ縁與可被成御免候、尤、其節ハ御廣敷御用人置文之上字札可相渡候

3 李達馬・仲十圓・朴春益・仲春松四家之著共、養子・縁與之儀同格中互之致取組等候得共、人数少相當之取組雜叶候ハ、苗代川中由緒之著エハ養子・縁與可被成御免候事

4 鹿屋笠野原エ被召移候苗代川者、互之縁與出入等之候、前条同斷相心得改方可有之事

5 朴泰潤事、數十年朝鮮通事相勤候御取譯を以、嫡々迄伊集院郷七格被仰付候旨、文政五年午十月被仰渡候事

沈壽官家本『漂流對話』について（鶴園）

記の一節は、右記のようなものである（アンダーラインは李康民の論文原載）。高麗人（The Korean）は苗代川者、朝鮮人流漂民は（Castaway Koreans）の表現がされており、(maki-komara) の日本語表現など、大変興味深い一節である。

(14) 鄭光『前掲書』八六〇八七ページ。

(15) 薩摩藩、嘉永五年（一八五二）、『宗門手札改條目』。この文書は原口虎雄によって編集され、英文による訳注を付されて、一九七五年に『The Status system and Social organization of Satsuma: a translation of the Shūmon tefuda aratame jomoku』の書名で東京大学出版局から出版されている。該当の部分は上記のとおり（『同書』日本語原文一九九〜二〇〇ページ）。

(16) 吉田光邦・横井清一九六五〜六六『日本美術工芸』三二二〜三三三所載「秘められた焼もの職人史―薩摩苗代川文書」の第二回および第五回。同文書の正式名は「御内用方萬留一番」。該当の部分は次のとおり。

一、伊集院地頭

用達

一代伊集院郷士格

苗代川役人寄

朴寿悦
陳宗碩

右は、苗代川の儀、近年相勞候に付き、御内用方計りを以て御取救い仰せ付けられ、別段の詔を以て、此の節、召し出され、右の通り仰せ付けられ、苗代川役人に仰せ付けられ候条、差はまり、諸下知の行届き、御取り救いの證相立て候様、精勤致すべく候

右御格の通り申し渡すべく候
弘化二年巳年十一月十七日

十一月 豊後

同文書は内藤篤輔『前掲書』二四九〜二五〇ページにも引用され、「一代限りの郷土格」について考察されている。第五回の「薩摩苗代川文書」一〇五〜一〇六ページ『日本美術工芸』三二七(一九六五年十二月)からは、翌年(一八四六)、三月九日に御扶持米の沙汰が村田甫阿弥からあり、三月十四日には「役料米拾八俵づつ」が渡される旨、申し渡されている事がわかる。引用は煩瑣にわたるので省略に従う。該当のページにあたられたい。その他にも朴寿悦の名や朴泰潤の名は、木綿の増産や年貢としての酢壺の上納など、内藤『前掲書』二六八〜二七三ページには随所に見られ、この時期の村役人としての活躍ぶりがうかがえる。

(17) 『漂民対話』研究会合宿(九五年二月末)の池内敏氏のレジュメによる。出典は徳永和喜、一九九二『薩摩藩の朝鮮通事について(1)』『青山史学』十三。欣衛―欣達―寿衛まで

は内藤『前掲書』などによっても確認できるが、元達は未確認。なお徳永は「朝鮮通事の職階と役料(李家)」という表を作成して、薩摩の朝鮮通事における職階制を出張しているが(二九〜三〇ページ)、「伊地知季通が書写した若干の史料」とあるのみで、出典の明示がなく、また、そのように考えた根拠が示されていない。徳永の論文は薩摩藩制の側から朝鮮通事の実態に迫ろうとした労作であるが、出典の明示とそのように考える根拠の提示は知的共同体を形成する上で必要条件である。紙幅の関係もあつたであろうが、今後の改善を望みたい。

(18) 李康民「前掲論文」一一ページ所引。李康民はこの個所から後年の対馬通事の必要性の根拠としているが、無理がある。内藤『前掲書』によれば(二五六ページ)、この年、享保一九年「三月二日、朝鮮人一四人が臥蛇島に漂着し、山川へ入津につき李欣達は伴の寿衛を同道して六日に立、鹿府をへて山川へ向う」とある。このような実際の体験を踏まえた文書であろう。

(19) 李寿衛はこの享保一九年度を手始めに、元文元年(一七三六)、寛保元年(一七四一)、宝暦二年(一七五二)度とはぼ二〇年に渡って父李欣達に同道している。この間、李欣達は宝暦二年度には齢六十余才とて駕の使用を許され、宝暦七年(一七五七)度には李欣達病氣のため、李寿衛と李欣達の弟子の何一官とが出かけている。さらに安永六・七年度(一七七七〜七八)には李寿衛のみが出かけている。内藤『前掲

書』二五六〜二五七ページ参照。

(20) 対馬の朝鮮語通詞に関しては、田代和生、一九九一「対馬藩の朝鮮語通詞」(『史学』第六〇巻四号慶義塾大)、米谷均、一九九一「対馬藩の朝鮮語通詞と雨森芳洲」(『海軍史研究』四八)参照。両研究によれば対朝鮮関係において圧倒的な歴史と力量を有した対馬の通詞も釜山倭館の移転(一六七八)後、通詞の力量が低下し、一定の家柄の子供に「稽古願い」を出させて、朝鮮語の学習にあたらせている。問題は果して対馬が薩摩にテキストのみならず通詞派遣まで行ったかである。

(21) ①荒野泰典、一九八八『近世日本と東アジア』所収「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」第三節「朝鮮漂流民の送還体制」、②木部和昭、一九九三「朝鮮漂流民の救助・送還にみる日朝両国の接触」(『史境』二六、筑波大)、③池内敏、一九九三「近世朝鮮人漂着民に関する覚書」(『歴史評論』五一六号)④李薫一九九四「朝鮮後期 日本에서의 朝鮮人漂民 귀국과 善隣友好의 실례」(『史学研究』四七、韓国)など参照。ことに陸路、海路に関しては②論文が詳しい。

(22) 鹿児島県立図書館の複製本では「別一」「別二」となっているが、本来は一本であった可能性が高い。或いは後述のように一種のメモ・記録類であったとすれば、便宜上、二本とされたのであろう。

(23) 少くとも筆者がみる限り、漂民としての発話中にこのような単語がみられ、伝語官の側には見られない。

沈壽官家本『漂民対話』について(鶴園)

(24) 李康民はこのテキストが実際の「漂民口書」に基くものとしているが、(九ページ、十一ページ)「口書」そのものは一種の供述書であって、「口書」そのものであるとすれば、日本漂着以降の日時、空間の欠如と漂民との対話のあまりにも詳細な日常性が不自然である。

(25) 漂流民は、『漂民対話』の中にも登場するように、まず第一次の漂着地で「口書」をとられ、長崎に送られた後はまた長崎でも、「口書」をとられ、さらには対馬においても「口書」がとられるようである。それが今日残された多量の「口書」の類となっているようである。

(26) この事は九四年の夏、第一四代沈壽官氏に原本の閲覧を許されて、初めて確認した。この場を借りて感謝する。

(27) 同一の朝鮮文「우치다가 状啓게시리」に対して『京大本』では「텐사크신테、케이ブンイタサウニヨリ」、『沈家本』では「アラタメテ ゴアンナイトゲフニヨリ」などの類。どちらかと言えば『沈家本』の日本語表記の方が「ヤマト言葉」的な印象をうける。

(28) 誤記の訂正は『京大本』にも見られるが、「落書き」は沈家本の特徴である。上巻表紙ウラには「朝鮮国之言語」「朝鮮語集」などが書き込れ、刀や人の顔などが描かれている。また下巻表紙ウラにも「朝鮮言語通人ニ漂流ノ訳ヲ問フ中ニ何成人ト思ハ候其ハ極テ通事ナ有ル御座候、日本人者然朝鮮之語稽古仕申候」「此書物御写被成御心得候」「此書物相写事稽古稽古」「漂民対話」「日本朝鮮通事」「日本之朝鮮稽古

通事」「書物通事稽古」などのなぐり書きがある。武藤長平は、あるいはこのような文言から、「稽古通事」の語をのべたのか。

(29) 上卷末尾の単語は、「発船」「明日」「昨日」「鉄碇」「熟麻」「急速」「連日」「禁徒」などの漢字語で、それぞれハングルによる朝鮮語音の表記とカタカナによる日本語訳がふ

られている。一種の単語メモのようなものであらう。
(30) 『別一』『別二』の成立事情は、再検討する必要があるが、朝鮮の米の値段や、朝鮮の樹木、果てはセミヤゲジ、アマメ(アブラムシ)の話まであくことのない好奇心を示している。

【付記】 本稿は二年程続いた『漂民対話』研究会の産物である。お家流のくずし字の判読には同僚の笠井純一氏の援助を得た。この場を借りて感謝する。同研究会は韓国文化研究振興財団の援助をうけ、「江戸時代における日朝漂流民送還をめぐる――『漂民対話』を中心に――」という共同研究に発展した。後日、共同研究の形で、更に研究を深め『青丘學術論集』に別途発表の予定がある。

(金沢大学助教授・921石川県金沢市緑が丘二二―一四)